

令和4年度第3回

下松市農業委員会総会議事録

令和4年6月14日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和4年度第3回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年6月14日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室
- 3 農業委員
 - ・出席(7人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 7番 藤田 善江
 - 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(1人)
 - 6番 田中 結
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(5人)
 - 1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 5番 弘中 健治
 - 6番 松村 将吾
 - ・欠席(1人)
 - 4番 金藤 哲夫
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)
 - 議案第4号 下限面積の設定について
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第3号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)
 - 報告第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 内山 教雄
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

第3回 定例総会 会議の概要

事務局 ただ今より6月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の出席委員は7名です。田中結委員は欠席です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしていますが、金藤哲夫推進委員は、欠席です。それでは議長お願いします。

議長 みなさんおはようございます。本日の議事録署名人は近藤政司委員と山岡喜久吉委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。
議案第1号受付番号1番、2番については、松村将吾推進委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、審議採決終了まで松村将吾推進委員には、退席していただきます。

(松村将吾推進委員 退席)

それではよろしくお願い致します。

事務局 議案書1ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条第の規定による許可申請についてです。受付番号1番及び2番について、関係議案でございますので、併せてご説明いたします。受付番号1番の土地の所在は大字●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田です。面積は796㎡、貸付人は●●●●さん、借受人は●●●●さん、内容は、使用貸借です。●●●●さんは、次の受付番号2番で農地を取得するために必要な耕作面積2,000㎡を満たすために、農地を借り受けられるものです。受付番号2番の土地は、大字●●●●●●及び●●●●●●、地目は●●●●が登記簿、現況とも田。●●●●●●は、登記簿宅地、現況は田。面積は●●●●が1,014㎡、●●●●●●が235.9㎡で計1,249.9㎡、どちらの土地も市街化区域です。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査委員は近藤政司委員です。よろしく申し上げます。

議長 近藤政司委員、よろしく申し上げます。

近藤委員 ご報告いたします。5月24日に現地に行って調査をしました。●●●●さんとは直接出会えなかったのですが、近所で事情を知っておられる前の委員さんに色々話を伺いました。場所は5ページに地図がありますが、●●●●がありまして、●●●●●●のすぐ南側に位置しております。そもそも●●●●と●●●●●●番地は●●さんが耕作をされており、先日行った時も、いつでも田んぼを耕作できるように管理してあります。●●●●番地は●●●●のすぐ西にありまして、半分くらいブロッコリーが植えてあり、残りも管理されておりました。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号4番は原案の通り承認致します。次、事務局をお願いします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。議案第2号受付番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●一●及び●●●●一●。地目は●●●●一●が登記簿、現況とも田、●●●●一●は、登記簿、現況とも畑です。農振区分は農用地区域外、面積は順に1,943㎡、1,160㎡で、計3,103㎡です。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●●●●●●、転用目的は太陽光発電施設の設置です。本件は、30アールを超えておりますので、山口県農業会議の常設審議委員会への意見聴取となります。調査報告は山岡喜久吉委員です。よろしくをお願いします。

議長 山岡喜久吉委員、お願いします。

山岡委員 それではご報告いたします。5月31日に松村将吾推進委員と事務局とで現地を見せて頂きました。ここは●●の奥と言いますか、かつて●●さんが所有されていた田んぼの上の方です。譲渡人の●●さんは後継ぎがおられなくて、管理が難しく、水も不便ですし、遠いということで、今回こういう形で業者が見つかり、現地を見せてもらいましたが。隣近所に対して太陽光が出来て迷惑するとか、水路や用水についても問題が無いということで。それこそ荒れなくて管理が出来て、皆さんに迷惑がかからないのではないかというようなことで良からうという風に解釈しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。私の方から聞くのですが、太陽光の設備については問題ないと思うのですが、この進入路ですよね。これは農道でしょうから、関係者はそのまま土地を持つておられると思いますが、その辺の権利関係はうまいこといくのでしょうか。

事務局 確認はしていませんけれど、業者の方には市道ではないからその辺はどうか、確認はしたいと思います。

議長 そうしてください。
他にございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。

議案第3号受付番号1番については、松村将吾推進委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、審議採決終了まで松村将吾推進委員には、退席していただきます。

(松村将吾推進委員 退席)

それではよろしくお願ひ致します。

事務局 議案書は22ページをご覧下さい。議案第3号受付番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。土地の所在は大字●●●●●●一●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地区域外、面積は477㎡、利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は●●●●さん。内容は賃貸借で、期間は2年11か月です。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願ひします。

議長 近藤政司委員、お願ひします。

近藤委員 ご報告いたします。24ページの地図をご覧ください。場所は先ほど説明しました、●●●●●●の北側です。●●●に上がる道の一番上の橋を渡って50mくらい西に行った所に現地はあります。5月24日に行きましたところ、半分はブロッコリーが植えてありまして、半分は黒マルチをかけておられました。綺麗に耕作されており、問題はないかと思ひます。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長 近藤委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。では松村将吾推進委員お戻りください。

(松村将吾推進委員 着席)

次、事務局お願ひします。

事務局 議案書25ページをご覧下さい。議案第4号下限面積の設定について説明いた

します。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。また、農業委員会は、毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっておりますので、今年度の下限面積（平成21年12月15日告示第1号で定めた20a）原則部分20アールの設定について、修正の可否のご審議をお願いします。なお、別途資料として、令和3年7月14日現日現在の山口県内の設定状況等を添付しております。簡単にご説明いたしますと、1ページめに山口県内の別段面積の設定状況を表にしています。2ページめは、1ページめから空き家とセットで定めているものを除き、設定面積の大きいものから順に並びかえています。なお、別添資料として、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要」をお配りしておりますが、この法改正が令和4年5月20日に成立し、その中で農地法が一部改正され、来年度から下限値に関する条項が削除されることとなっておりますので申し添えます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。ございませんか。
意見もないようですので、採決いたします。議案第4号、下限面積の設定について、これを20aのまま承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員でございますので議案第4号は下松市農業委員会として承認することいたします。

以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。
次、事務局をお願いします。

事務局 議案書の26ページに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届け出が1件ございました。
議案書の27ページに、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届け出が7件ございました。
議案書の30ページに、報告第3号「非農地証明交付申請の承認について（市街化区域）」の申請が2件ございました。
内容については記載のとおりでございます。
添付書類も完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により処理いたしました。
また、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、別

添のとおり作成し、ホームページに掲載することとしております。

議

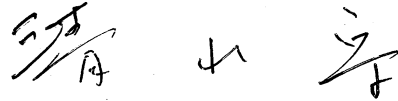
長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで6月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和4年6月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長



署名委員



署名委員

